

# 新地町の国民の保護に関する計画

## 概 要 版

平成19年 3月

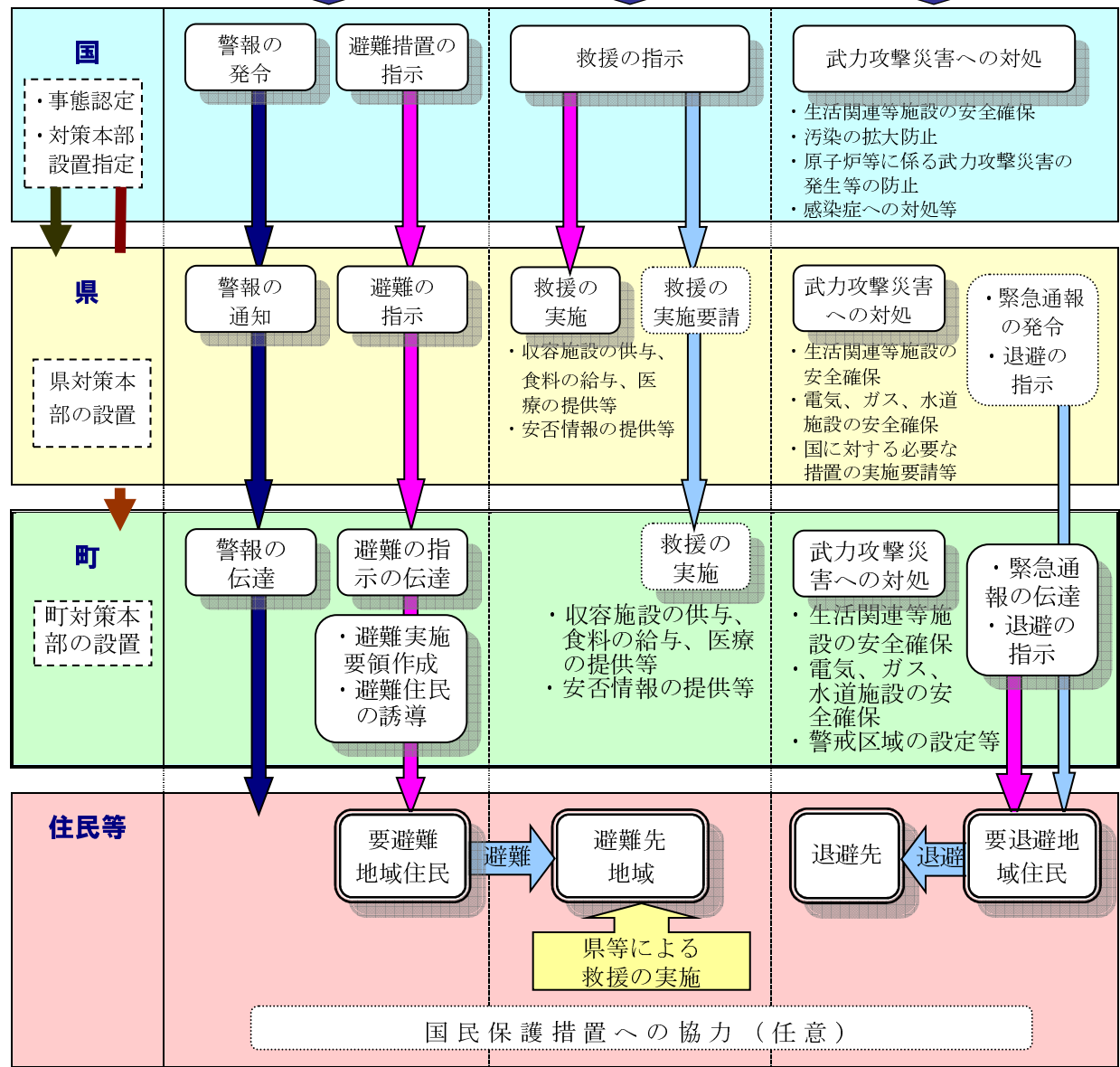
新 地 町

# 国民保護法制の仕組み



## 国民の保護に関する措置

避難に関する措置      避難住民の救援に関する措置      武力攻撃災害への対処に関する措置



# 新地町国民保護計画の基本的な考え方及び構成

## 1 作成に当たっての基本的な考え方

国民保護法第 35 条第 1 項により、市町村の国民保護計画（以下「市町村計画」という。）は、県計画に基づき作成するとされている。

新地町国民保護計画は、市町村国民保護モデル計画【福島県版】を基に、本町の地域特性にあわせて加筆・修正を行った。

### 《町計画の基本的な方針》

1. 町地域防災計画と合わせ、自然災害から大規模なテロ等まで幅広い事態に対応できる体制を構築し、町民の安全・安心の確保を図ります。
2. 重要港湾相馬港、火力発電所が立地しているなど、本町の地域特性を踏まえて、計画を作成します。
3. 大規模なテロ等に迅速・的確に対処するため、初動体制を確立するとともに、他市町村等との広域連携体制の整備を図ります。

## 2 町国民保護計画の構成

<b>第1編 総論</b> 第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等 第2章 国民保護措置に関する基本方針等 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 第4章 町の地理的、社会的特徴 第5章 町国民保護計画が対象とする事態
<b>第2編 平素からの備えや予防</b> 第1章 組織・体制の整備等 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 第3章 物資及び資材の備蓄、整備 第4章 国民保護に関する啓発
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b> 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 第2章 町対策本部の設置等 第3章 関係機関相互の連携 第4章 警報及び避難の指示等 第5章 救 援 第6章 安否情報の収集・提供 第7章 武力攻撃災害への対処 第8章 被災情報の収集及び報告 第9章 保健衛生の確保その他の措置 第10章 国民生活の安定に関する措置 第11章 特殊標章等の交付及び管理
<b>第4編 復旧等</b> 第1章 応急の復旧 第2章 武力攻撃災害の復旧 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等
<b>第5編 緊急処理事態への対処</b> 第1章 緊急処理事態 第2章 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

# 新地町国民保護計画の内容

## 1 町計画の目的等(第1編第1章)

町は、国民保護法等の法令に基づき、国民の協力を得つつ、国、県及びその他関係機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有します。

このため、町は、基本指針及び県計画に基づき、武力攻撃事態などにおいて国民の生命、身体及び財産を守り、生活や経済に及ぼされる影響を最小のものとするために実施する国民保護措置の内容や実施体制等について定めました。

## 2 町が行う国民保護措置の基本方針(第1編第2章)

(1) 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、特に留意すべき次の事項について、基本的な方針を定めています。

- ① 基本的人権の尊重
- ② 国民の権利利益の迅速な救済
- ③ 住民に対する情報提供
- ④ 関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤ 住民の協力
- ⑥ 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ⑦ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- ⑧ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

(2) 国民保護措置の実施に伴うその他留意事項

- ① 外国人に対する国民保護措置の適用等
- ② 町地域防災計画に基づく対応
- ③ 広域消防本部との連携等の確保

### 用語

- 【国民保護法】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）をいいます。
- 【武力攻撃】 我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。
- 【国民保護措置】 「国民の保護のための措置」。武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は、武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、その影響が最小となるようにするための措置をいいます。
- 【基本指針】 「国民の保護に関する基本指針」。政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置に関してあらかじめ定める基本的な指針をいいます。
- 【指定公共機関】 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他公共の機関や電気、ガス、運送、通信その他公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で指定されたものをいいます。
- 【指定地方公共機関】 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他公益的事業を営む法人や地方道路公社などその他公共の施設を管理する法人、地方独立行政法人で、都道府県知事が指定するものをいいます。

### 3 町計画の対象(第1編第5章)

基本指針及び町計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象としています。

#### (1) 武力攻撃事態等

「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」をいい、次の類型を想定しています。

- ① 着上陸侵攻（船舶や航空機により地上部隊が上陸する攻撃）
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイルによる攻撃
- ④ 航空攻撃（航空機による攻撃）

#### (2) 緊急処理事態(大規模テロ等)

「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」で、下表の事態を想定しています。

事態の区分	事態例
1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	①原子力事業所等の破壊 ②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ③危険物積載船への攻撃 ④ダムの破壊
2 多数の人が集合する施設、大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	①大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ②列車等の爆破
3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	①ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ②炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ③水源地に対する毒素等の混入 ④市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	①航空機等による多数の死者を伴う自爆テロ ②弾道ミサイルの飛来

### 4 国民保護措置の実施

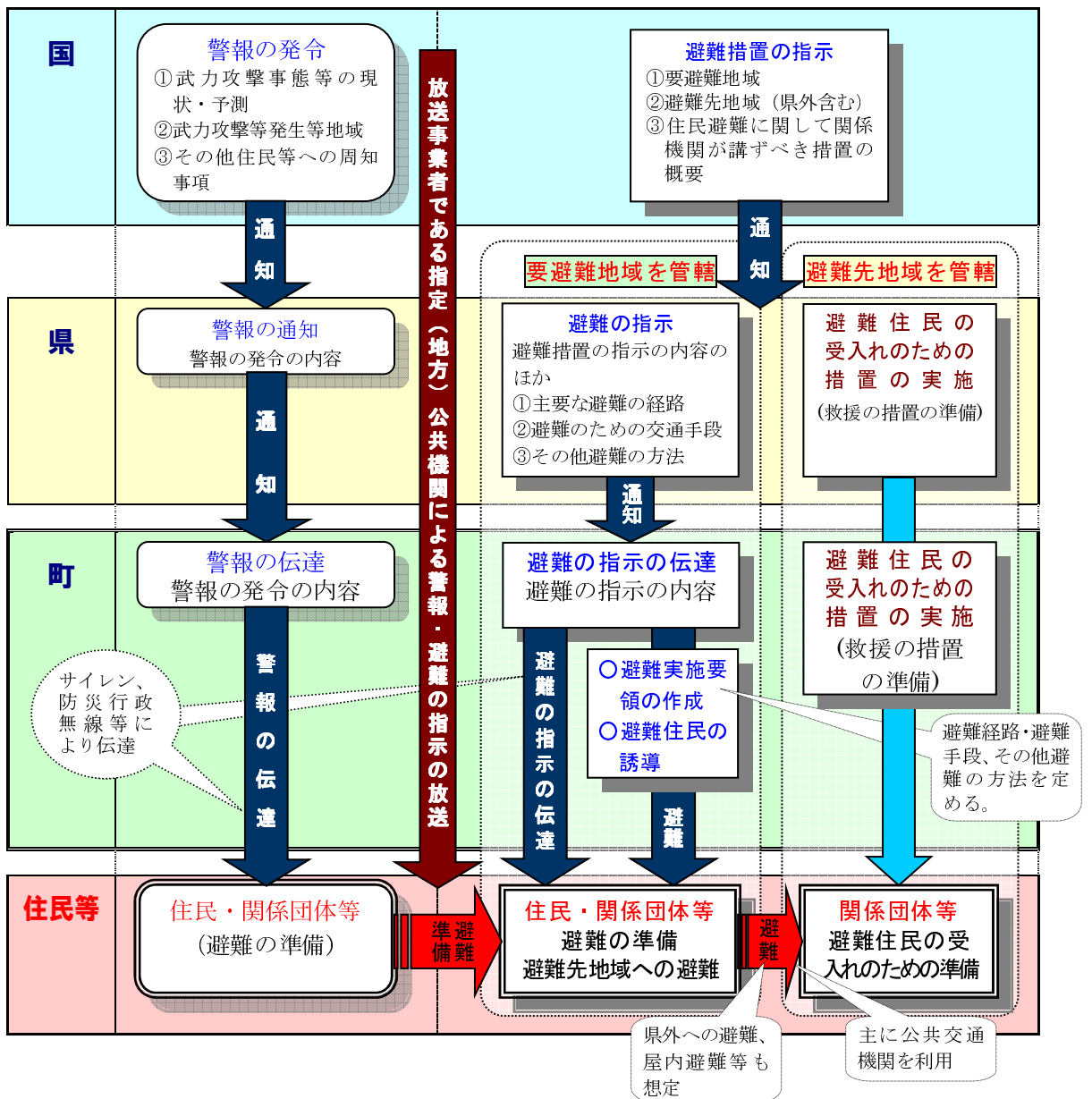
武力攻撃事態等において、国民保護法で定められる「住民の避難に関する措置」「避難住民の救援に関する措置」「武力攻撃災害への対処に関する措置」の3つの国民保護措置を行うことにより、国民の生命、身体及び財産を守るとともに、国民の生活や経済に及ぼされる影響を最小のものとするよう定めています。

(1) 住民等への情報伝達及び住民の避難に関する措置等における

国、県及び町の対応等(第3編第4章)

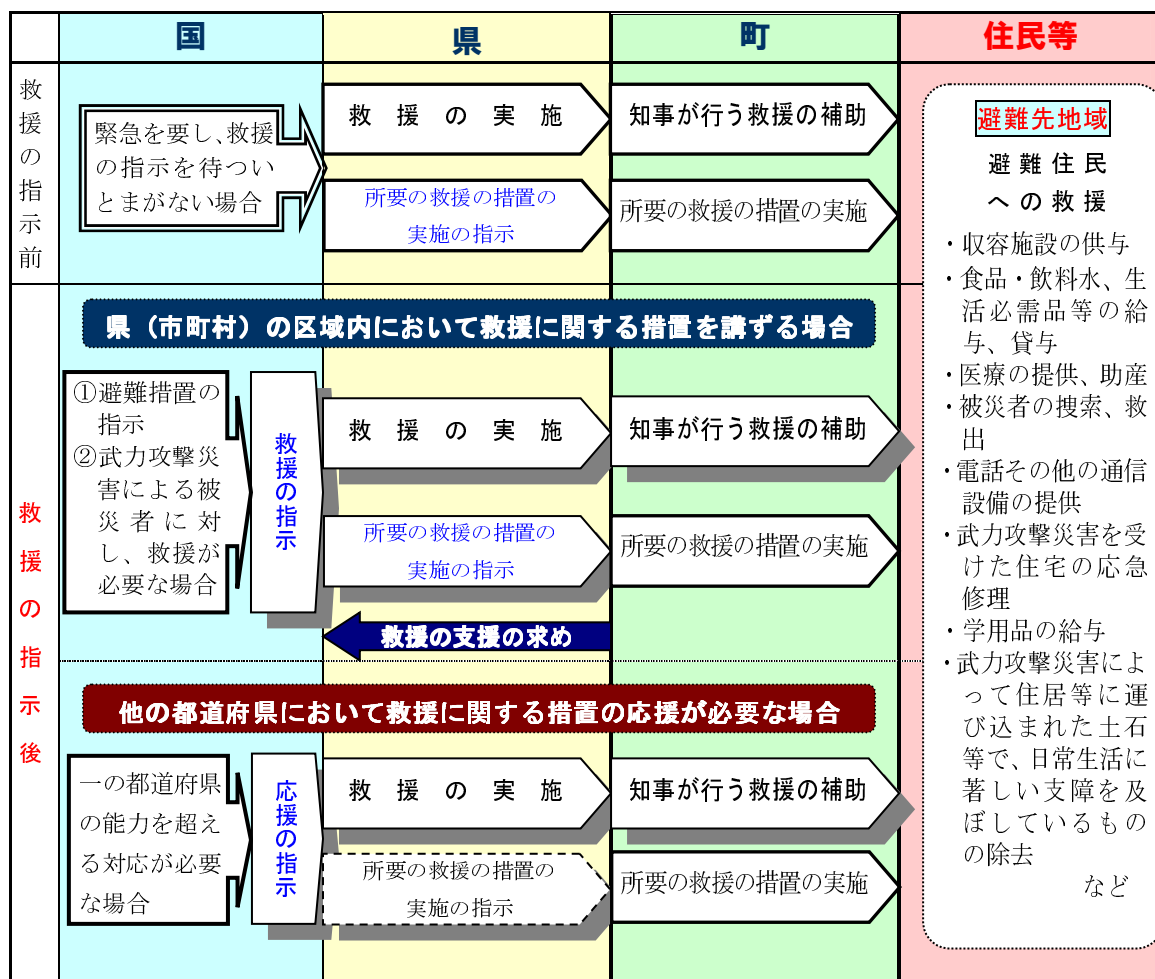
武力攻撃が迫った場合、町は、県が国の警報の発令を受け行う「警報の内容の通知」に基づき、住民等に対し、武力攻撃事態等の現状や予測などについての警報の内容の伝達を行います。

また、町長は、知事が、国の「避難措置の指示」を受け、主要な避難経路や避難手段等について定める「避難の指示」に基づき、あらかじめ作成する「避難実施要領のパターン」を参考として、避難の方法等を定めた「避難実施要領」を作成するとともに、消防機関等と連携し避難住民の誘導を行います。



## (2) 救援に関する措置における国、県及び町の対応等(第3編第5章)

町長は、避難住民の受入地域（避難先地域）等において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、県が行う救援を補助するほか、町計画で定めた救援の実施に関する事務の県との役割分担等に基づき救援に関する措置を行います。



### 用語

- 【 避 難 】 国の対策本部長の避難措置の指示を受けた要避難地域を管轄する知事が、要避難地域等の住民を避難先地域等（屋内避難を含む。）に逃がすことをいいます。
- 【 要 避 難 地 域 】 住民の避難が必要な地域をいいます。
- 【 避 難 先 地 域 】 住民の避難先となる地域をいいます。なお、避難先地域には、住民の避難の経路となる地域が含まれます。
- 【 避 難 実 施 要 領 】 都道府県知事からの避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領をいいます。
- 【 武 力 攻 撃 災 害 】 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいいます。

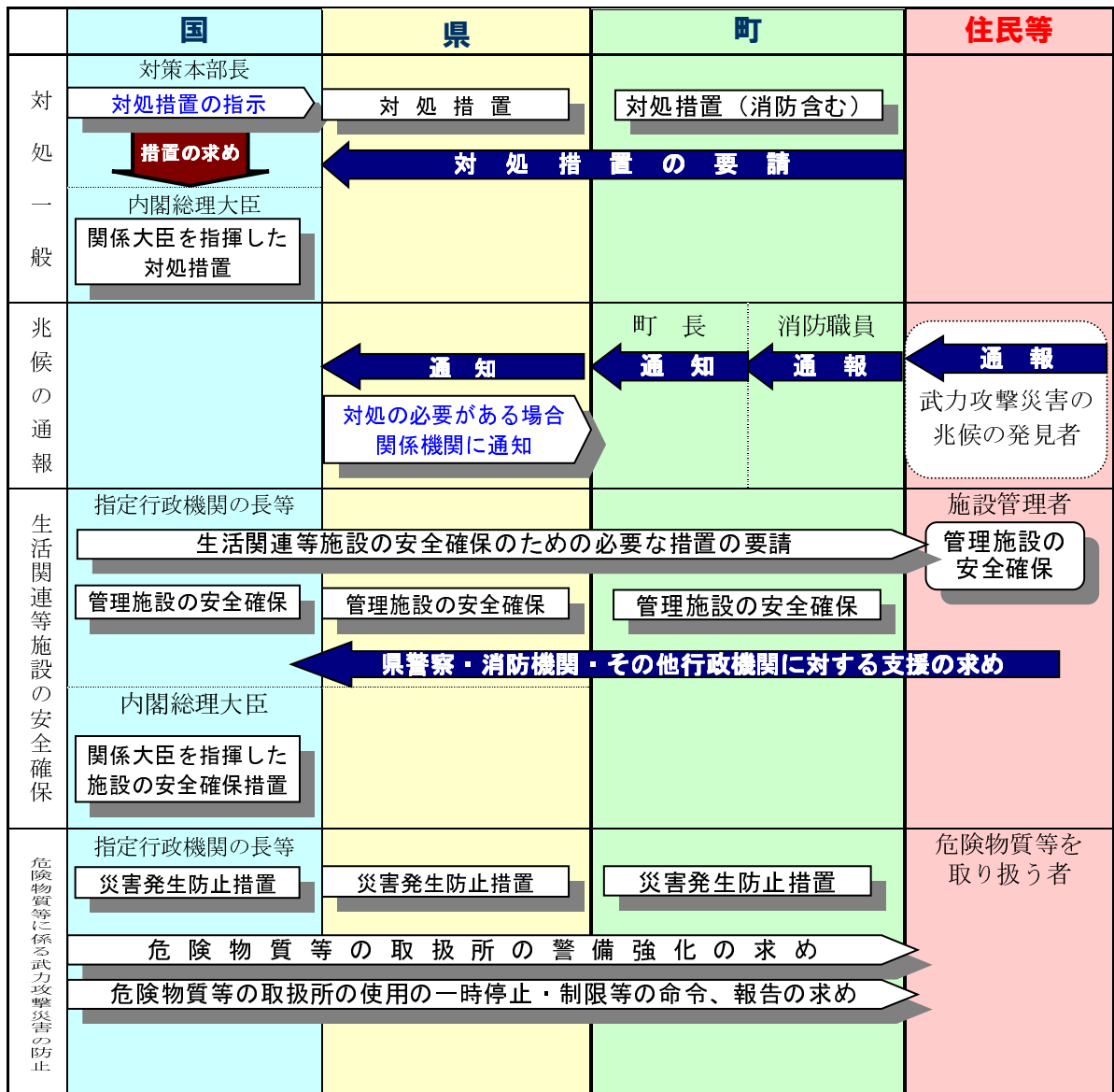


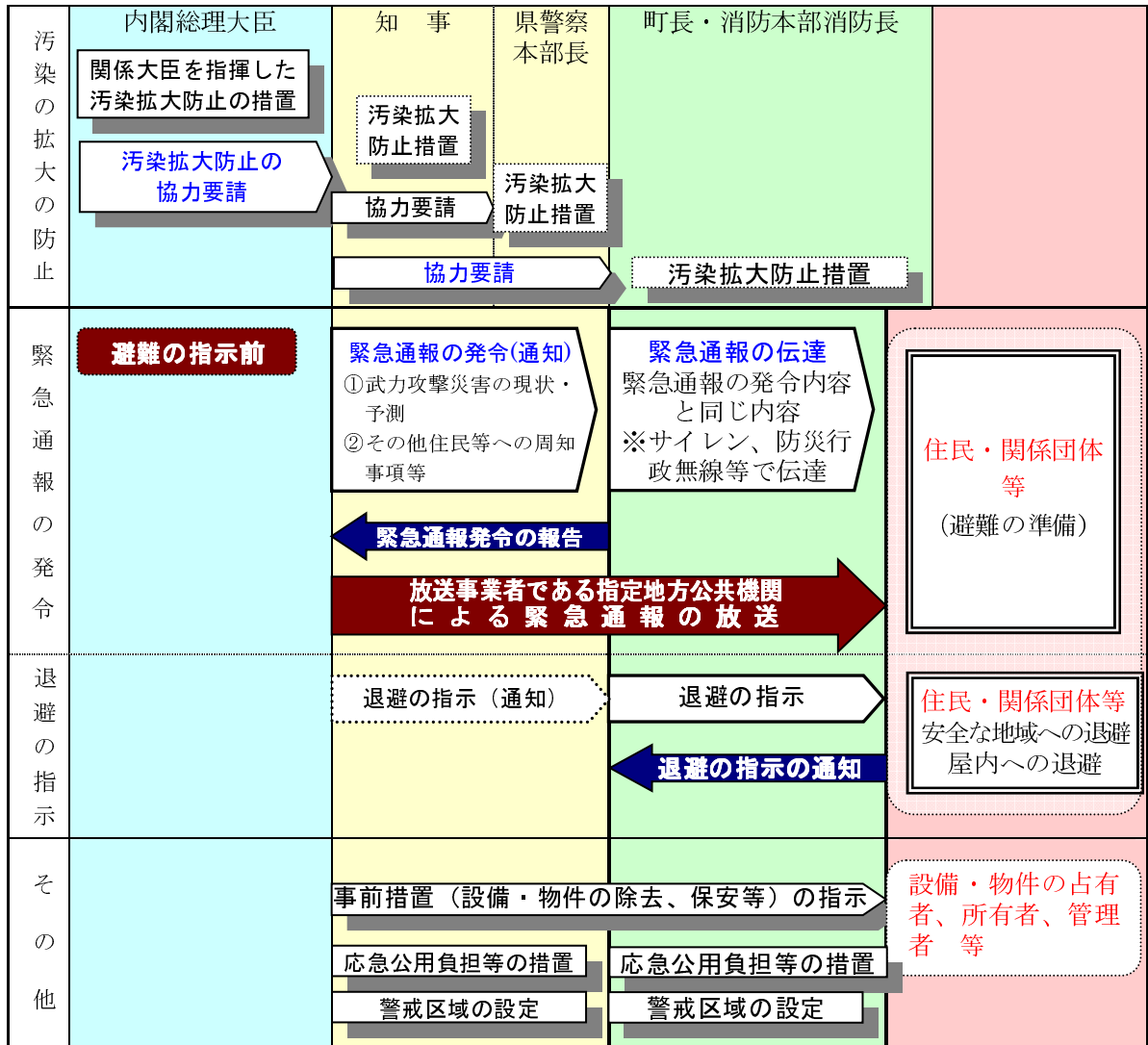
### (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置における国、県及び町の対応等

(第3編第4章、第7章)

町は、武力攻撃災害の兆候の発見者等から通報等を受けた場合、必要に応じ、県に通知するとともに、国、県及び消防機関等と協力し、武力攻撃に伴う被害をできる限り小さくするため、警戒区域の設定や退避の指示等の必要な措置を行います。

また、必要に応じ、現地対応機関の連携を確保するため現地調整所を設置します。





## 用語

- 【 退 避 】 避難の指示が発令される前の時点で、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所(屋内を含む。)に逃れることをいう。
- 【生活関連等施設】 次に掲げる施設で国民保護法施行令で定める発電所、浄水施設、危険物質の取扱所などをいいます。
1. 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設
  2. その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
- 【危険物質等】 引火若しくは爆発又は空気中の飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれのある物質(生物を含む。)で国民保護法施行令で定めるものをいいます。

#### (4) NBC攻撃による武力攻撃災害への対処等（第3編第7章）

本町は、武力攻撃災害の中でも、特にNBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処は、特殊な対応が必要となることから、武力攻撃原子力災害及びNBC兵器による武力攻撃災害への対処について、次の事項を定めています。

##### NBC兵器による攻撃に係る武力攻撃災害への対処

- ・ 発生原因が特定できない段階での連絡体制及び初動体制の構築
- ・ 退避の指示、警戒区域の設定等、被災者の救助等の応急措置の実施
- ・ 関係機関との連携による医療救護の対応
- ・ 放射性物質等による汚染の拡大の防止
- ・ 応急対策を講ずる職員の安全確保

#### 用語

- 【武力攻撃原子力災害】** 武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいいます。
- 【NBC攻撃】** 核兵器及び生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいいます。また、NBCテロとは、核物質（N）、生物剤（B）又は化学剤（C）若しくはこれらを使用する兵器を用いた大量殺傷のテロをいいます。
- 【モニタリング】** 放射線を定期的に、又は、連続的に測定監視することをいいます。原子力発電所周辺には、空気中の放射線を連続的に監視する施設として、モニタリングポストを設置しています。
- 【安定ヨウ素剤】** 放射性ではないヨウ素をヨウ素カリウムの形で製剤したものをいいます。放出された放射性物質うち、放射性のヨウ素は、吸入や飲食によって体内に取り込まれ、甲状腺に蓄積して内部被ばくをもたらす可能性があります。甲状腺に蓄積するヨウ素量は一定であることから、安定ヨウ素剤をある程度摂取しておけば、放射性のヨウ素を体内に取り込んでも、甲状腺に蓄積しにくくなります。
- 【放射性物質】** 放射線を出す性質（能力）を放射能といい、放射能をもっている原子（放射性核種という。）を含む物質を一般的に放射性物質といいます。また、個々の核種を限定しない場合は、放射性核種のことを総称して放射性物質といいます。